

広島市 成年後見利用促進センター

成年後見制度とは…

認知症・知的障害・精神障害などによって、いろいろな契約や手続を行う際にひとりで決めることに不安や心配のある人を支援する制度です。



このような時にお気軽にご相談ください

- ☞ 成年後見制度ってなあに？
- ☞ 認知症になったらお金の管理はどうしたらいいの？
- ☞ 成年後見制度を利用したいけど手続が難しそう
- ☞ 障害のある子どもの将来が心配

広島市成年後見利用促進センター



082-207-3367

広島市成年後見利用促進センターでは
次のような役割を担っています。



広報・啓発

- ・「成年後見制度」をより多くの方々に知っていただくための講演会等を開催します。
- ・地域の集まりや様々な団体（例：サロン、当事者団体等）からのご依頼により、センター職員が制度説明に伺ったり、必要に応じて専門職講師の派遣を調整します。

一般相談

- ・お電話または来所での相談を受け付けています。どなたでもお気軽にご相談ください。
- ・成年後見制度の利用に関する相談、利用するための手続きや申立てに関するアドバイスなどを行います。
- ・必要に応じて関係機関をご紹介する場合があります。
※相談者に代わって申立てをすることはできません。

専門相談

- ◆一般相談では解決できない専門的な相談内容の場合、希望により弁護士、司法書士、社会福祉士による市民を対象とした相談会を開催しています。
※原則毎月第3火曜日に開催。（前月末までの予約制）
- ◆保健・医療・福祉の専門職を対象とした相談室を開設しています。
※原則毎月第4木曜日に開設。（予約不要。当日相談可。事前予約も可能。）

受任者調整

- ・支援が必要と思われる本人を見守り、支えている関係者の方々と一緒になって、本人の意思確認と適切な後見人等候補者を推薦するための検討を行います。

後見人等への支援

- ・後見人等からの質問等に対して職員が助言を行うほか、必要に応じて関係機関も紹介します。

広島市成年後見利用促進センター

☎ 082-207-3367

FAX 082-264-6437

E-mail:kouken@shakyohiroshima-city.or.jp
〒732-0822

広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま6階
（社会福祉法人 広島市社会福祉協議会内）

相談日時：平日8：30～17：15

（土日・祝日・8/6・12/29～1/3は除く）

